

「（仮称）小樽市手話言語条例(原案の概要)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- |                      |    |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数           | 1人 |
| 2 意見等の件数             | 3件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方      |    |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	市民の役割について、もっと踏み込んで、困っているろう者を見かけた時は、進んで何かしらの手を差し伸べるような心がけを持つように努める役割があるように感じています。	手話は言語であるとの認識に基づき市民への理解を深めることを条例の目的の一つとしていますので、条例の理念を広め、市民の理解が深まり思いやりのある行動につながるよう努めてまいります。
2	施策の推進について、折角手話が普及し手話の使いやすい環境が整っても、ろう者が、小樽がそのような街である事を知らなければ意味がないと思います。市の内外、場合によっては海外に対し情報を発信し周知する施策も必要だと思います。	別途、条例に規定する施策を推進するための具体的な方針を策定することとしており、その方針において市民・事業者等への啓発について、盛り込むことを予定しております。
3	最近、小樽市内で海外の観光客を多く見かけます。海外のろう者等も健常者と同等に小樽を観光できたら素晴らしいと思うのですが、その事に関しては原案で対応できますでしょうか。	手話も外国語と同様に、その国や地域等の言語圏によって、表現等が異なります。現時点では、海外のろう者等に対応するのは困難と思われませんが、将来的な課題として、参考にさせていただきます。